

ウィキペディア

板舟権

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

板舟権（いたぶねけん）は、東京日本橋にあった魚河岸で、江戸時代以降、認められていた権利。

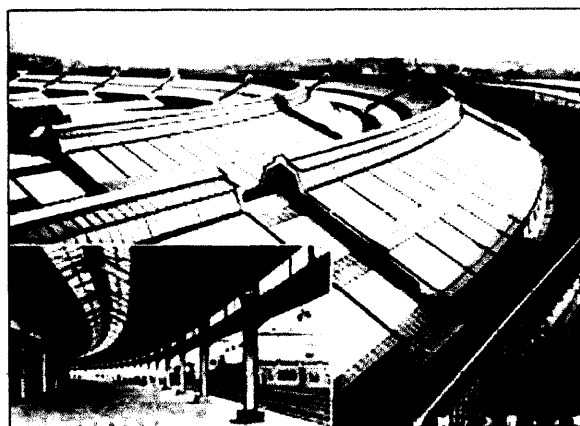
日本橋魚河岸で魚類を販売するのに、市場区域内、西側3尺のところへ、幅1尺、長さ5、6尺の平板をならべたが、これを「板舟」といった。また海から運んできた魚類を陸揚げするため河岸でいったん舁舟に積んだが、この舁舟を「平田舟」といった。板舟をならべる権利、平田舟を利用する権利は営業権の象徴として売買、譲渡、さらには賃貸までされるようになり、相当高価なものになっていた。魚河岸が築地に移転するに際して旧日本橋魚河岸の営業者らはこの権利を失うことになり、東京市がこれを賠償すべきか否かが問題となり、ついには疑獄まで引き起こされた。

「<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=板舟権&oldid=56309637>」から取得

最終更新 2015年7月26日 (日) 14:42（日時は個人設定で未設定ならばUTC）。

テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。

築地史料館：築地市場開設の苦難



現在の築地市場水産物部は、1923年（大正十二年）関東大震災により焼失した日本橋魚河岸が移転してきたものです。単に場所を移しただけでなく、特異な歴史をもつ魚河岸が中央卸売市場として生まれ変わるのには容易なことではありませんでした。

魚河岸は民間市場であり、大多数が問屋兼仲買として浜から魚を集荷し販売しました。また、公道使用料である板船権（いたぶねけん）や棧橋（さんばし）使用料の平田船権（ひらた

ぶねけん）といった特有の既得権があり、長い間につちかわれた商習慣がありました。それが中央卸売市場に再編成されて商売がまるで見替わりますから一筋縄ではいきません。中央卸売市場では集荷をおこなう卸会社と、卸会社からセリによって仕入れた魚を販売店へおろす仲卸業者に分業されます。かつての問屋・仲買は株を買って会社へ入るか、仲卸業へと転ずるかを選択しました。

公的市場への移行によりかれらの既得権は失われてしまい、その補償をめぐる社会事件にまで発展する騒ぎとなります。さらに卸会社を一社とするか複数つくるかで市場は二つに割れました。単一会社は市場業者の集荷力を高め、当局の管理にも有利でしたが、生産者や小売商、市場の少数派は複数会社の公平性を主張し対立します。

さまざまな混乱を経て、ようやく昭和十一年に開場となるも、まもなく戦争による統制経済で市場機能は事実上停止。戦後はGHQの占領下におかれます。その後、複数卸会社の出現、仲卸復活によって公正公平な築地市場が機能を発揮するのは昭和30年頃のことです。築地移転から30年余にわたる長い道のりでした。

とじる